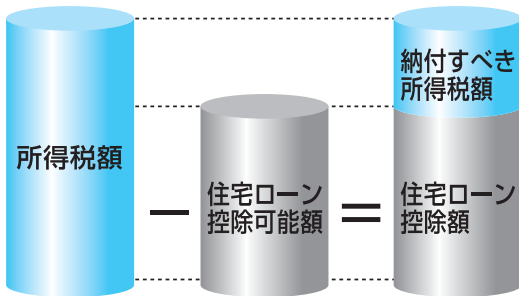


平成19年度から住民税のしくみが変わります。 対象になる方は申告をお忘れなく!

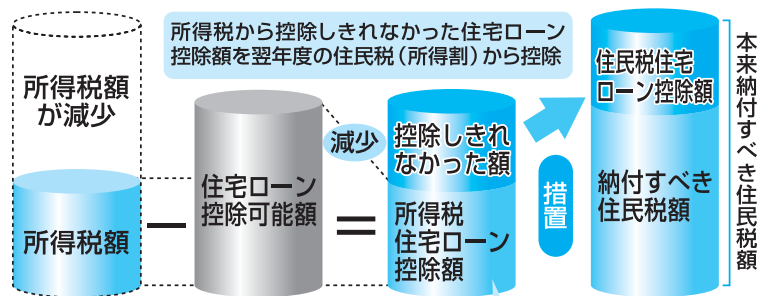
所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

税源移譲前



税源移譲後



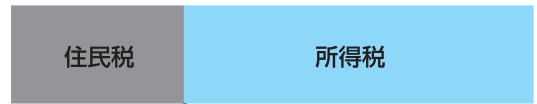
申告期限 平成20年3月17日まで

これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

平成18年(度)



所得変動がない場合
平成19年(度)



所得変動があった場合
平成19年(度)



平成18年中の所得に対して課税
税源移譲により増額となった住民税額 (減額となった所得税額)
平成19年中の所得に対して課税

申告により

税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

還付

申告期間 平成20年7月1日～31日まで

お問い合わせは、県内のろうきん各支店までお気軽に!!

詳しくは最寄の税務署、県税務課、市町村まで

お知らせ

連合群馬ホームページ

URL <http://www.rengo-gunma.gr.jp/>

ホームページでは、大会の議案書などを掲載しています。あわせてご覧ください。

- 【お知らせ】・2008新春労使共同セミナー 1月17日
- ・トータルライフアップ春の取り組み集会 1月26日
- ・第10回地域なんでも労働相談 2月12日～22日(土日除く)